

広島県告示第百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県庄原市西城町栗地内				
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称			
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称			
先大戸川（一六四隣a）	土石流	次	先大戸川（一六四隣a）	土石流	次
先大戸川（一六四隣b）	土石流	次	先大戸川（一六四隣c）	土石流	次
先大戸川（一六四隣c）	土石流	次	先大戸川（一六四隣d）	土石流	次
先大戸川（一六四隣d）	土石流	次	先大戸川（一六四隣e）	土石流	次
先大戸川（一六四隣e）	土石流	次	先大戸川（一六四隣f）	土石流	次
先大戸川（一六四隣f）	土石流	次	先大戸川（一六四隣g）	土石流	次
先大戸川（一六四隣g）	土石流	次	先大戸川（一六四隣h）	土石流	次
先大戸川（一六四隣h）	土石流	次			

先大戸川（一六四隣 i）	土石流	次の図のとおり			
先大戸川（一六四隣 j）	土石流	次の図のとおり			
先大戸川（一六四隣 k）	土石流	次の図のとおり			
先大戸川（一六四隣 l）	土石流	次の図のとおり			
先大戸川（一六四隣 m）	土石流	次の図のとおり			
先大戸川（一六四隣 n）	土石流	次の図のとおり			
団地川（一六五）	土石流	次の図のとおり			
瀬尾谷川（八七八六）	土石流	次の図のとおり			
栗下川（四六八）	土石流	次の図のとおり			
白谷川（五三二五）	土石流	次の図のとおり			
多飯谷川（八七四〇）	土石流	次の図のとおり			
多飯谷川（八七四〇隣）	土石流	次の図のとおり			
石田谷川（八七五九）	土石流	次の図のとおり			
込山谷川（八七七二）	土石流	次の図のとおり			
込山谷川（八七七二隣）	土石流	次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所庄原支所に備え置いて縦覧に供する。